

計画等の案の概要

名 称	特定都市河川浸水被害対策法施行条例（仮称） 特定都市河川浸水被害対策法施行細則（仮称）		
公表するもの	特定都市河川浸水被害対策法施行条例及び特定都市河川浸水被害対策法施行細則の概要		
県民意見の募集	<input checked="" type="checkbox"/> 有	有の場合は その募集期間	令和6年8月30日（金）～令和6年9月30日（月）
	<input type="checkbox"/> 無		
担当課等名	交通基盤部河川砂防局河川企画課河川企画班 電話番号054-221-3035		
総合計画における位置づけ	1 命を守る安全な地域づくり（新たなリスクへの備えの強化） 1-3 防災・減災対策の強化 （2）風水害・土砂災害対策		
審議会等の名称	審議会へ付議しません		
<p>1 趣旨</p> <p>静岡県では、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、河川掘削や堤防の整備などの対策をより一層加速するとともに、集水域や河川区域のみならず氾濫域も含めた流域のあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う流域治水を推進しています。</p> <p>この度、その対策を後押しするための法律である特定都市河川浸水被害対策法に基づき、同法や関連する政令及び省令により規定されていない内容を静岡県の条例及び規則として定めます。なお、現在、国土交通大臣が菊川市を流れる一級河川菊川水系黒沢川（大臣管理区間及び指定区間）とその流域を特定都市河川及び特定都市河川流域に指定する予定となっております。</p>			
<p>2 骨子</p> <p>（1）条例案の内容</p> <p>特定都市河川浸水被害対策法の規定に基づき、雨水貯留浸透施設、保全調整池及び貯留機能保全区域の標識の設置及び雨水浸透阻害行為に関する工事の着手の届出等に関し、必要な事項を定めます。</p> <p>（2）施行期日</p> <p>令和7年4月1日を予定しています。</p>			